

宇陀市監査委員告示第2号

平成29年度第2回定期監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成30年3月26日

宇陀市監査委員 籠谷 順 司

宇陀市監査委員 八木 勝 光

1 監査の種別

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査

2 監査の対象

下記の監査対象部局において、主として平成29年4月1日から9月30日までに執行された事務について監査を行った。

- (1) 保養センター美榛苑
- (2) 市立病院
- (3) 介護老人保健施設
- (4) 水道局総務課及び施設課

3 監査の期間及び対象

実施年月日	監査実施部署
平成29年12月21日（木）	保養センター美榛苑
平成29年12月26日（火）	介護老人保健施設
平成30年1月17日（水）	市立病院
平成30年1月22日（月）	水道局総務課及び施設課

4 監査の方法

監査は、財務に関する事務の執行及び財産（物品を含む。）の管理等が法令等に基づき適正に行われているかどうか、効率性・有効性の観点から適切に行われているかどうか、法令等に基づき実施される減免の取扱いについて適正に実施されているかどうかをあらかじめ提出を求めた資料及び関係書類に基づき調査を行うとともに、必要に応じて関係職員に対する事情聴取等を行い実施した。

なお、主な監査項目は次のとおりである。

- (1) 収入に関する事務
- (2) 支出に関する事務
- (3) 減免の取扱いに関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金交付に関する事務
- (6) その他の事務

5 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね適正に行われているものと認められた。しかし、一部において改善を要する事例及び事務の効率性や有効性に疑問のある事例が見受けられたので、今後、適正な事務処理に努められたい。また、契約書等において一部記入漏れ等が見

受けられた。監査時において口頭で指摘を行っているため、記載は省略するものの、契約書等の作成にあたっては十分に注意されたい。

また、今回の定期監査において備品の管理状況についても監査を実施した。備品管理については、備品管理システムを導入し、財務会計システムと連動した取り扱いを行っているため、新たな備品の登録については実施されているものの、所管替え又は処分を行った備品登録の移動又は廃止について、手続きを怠っている部署が多く見受けられた。これは今回監査を実施した部署だけの問題ではなく、全庁にわたり適切に備品管理が行われていないと推測される。備品の管理については公金同様、適切に管理されたい。

あわせて、各部署における減免等の取扱状況について監査を実施した。減免については、法令等の規定どおりにおおむね適正に運用されているものと認められた。減免の運用によっては、生活に大きく影響を及ぼす等市民生活に直結し、また市の財政負担に影響を及ぼすことも予想される。今後も法令等の規定に則り、適切かつ厳格に運用されたい。

なお、指摘事項及び意見については次のとおりである。改善等の措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

(1) 契約に関する事務

ア 契約締結について（さんとびあ榛原）

随意契約での契約締結内容を聞き取り調査したところ、新規契約締結に至る資料が適正に整理されておらず、業社決定に至る経緯の一部について十分説明されなかった。

今後、契約締結に係る記録は適切に保管するとともに、契約締結に係る経緯は十分説明できるよう整理されたい。

(2) その他の事務

ア 備品の管理について（市立病院）

備品管理の状況を把握するため、備品台帳の提出を求めたところ、有形固定資産台帳に登載されていない備品については、台帳整理が行われていないことが判明した。

備品については、公金で購入しており、その管理については、公金同様、厳格に管理する必要があると考える。

備品の管理について、適切に実施されたい。

イ 有形固定資産の償却計画について（美榛苑）

保養センター美榛苑の今後のあり方については、様々な計画が検討されている。現有資産の償却については、適切に実

施されるとともに、資産の引き継ぎ等を実施する場合には、
放置することなく適切に処理されたい。